

富岡グリーンクラブ規約

第1条（名称）

本会は、「富岡グリーンクラブ」と称し、事務局を富岡ゴルフ倶楽部におきます。

第2条（目的）

富岡グリーンクラブを通じ登録者相互の親睦を図り、同時に健康増進に寄与し、富岡ゴルフ倶楽部にて楽しくプレーしていただくことを目的とします。

第3条（登録資格）

- 1、ゴルフを愛し、エチケット、マナーを厳守する方。男女ともに年齢制限なし。
- 2、暴力団員および暴力団関係者等の反社会勢力でない方。
- 3、群馬県ゴルフ協会主管の群馬県ゴルフ振興基金にご理解とご賛同をいただける方。

第4条（登録手続）

- 1、登録希望者は、本倶楽部に「富岡グリーンクラブ登録申込書」を提出していただきます。
- 2、年間登録料 12,650 円（税込）を、フロントにてお支払い下さい。（口座振込も可）
年間登録料は、途中で登録抹消した場合等いかなる場合であってもこれを返還しないものとする。

第5条（登録の期間）

登録者の有効期限は登録月より 1 年間(登録月の翌年同月末日まで)とする。但し、登録者が希望し当社が認めた場合は所定の手続きを行うことにより 1 年単位で継続登録することができる。

第6条（登録の継続）

継続登録者は年間登録料(更新)を払い込むものとする。（フロント払込又は口座振込）

第7条（登録者の特典）

- 1、富岡グリーンクラブ登録者は、本倶楽部が定めた休業日を除く営業日に本ゴルフ場を利用することができ、別に定めた登録者料金でプレーする事ができます。但し、他の割引券などの併用はできません。
- 2、他社予約サイト（GDO、GORA、VALUE 等）からのご予約では、登録者料金を適用できない場合もございますので、WEB 予約は当倶楽部のホームページよりご予約ください。
- 3、ゴルフ場が指定した特別営業日は登録者料金の適用はできません。
- 4、富岡グリーンクラブ登録者は、本倶楽部主催の登録者コンペに参加する事ができます。

第8条（富岡グリーンクラブ登録者義務）

登録者は次の事項をお守り下さい。

- 1、ご利用に際して本規約、ゴルフ場利用約款その他諸規則を厳守していただきます。
- 2、規約・利用約款の違反、品位を損なう行為、コンペ・競技、優待サービスに対する不正・品格を欠く行為があった場合は資格の一時停止、あるいは除名をさせていただきます。

第9条（富岡グリーンクラブ登録者資格の譲渡および継承）

登録者資格は、ご本人様のみ有効、他人に譲渡および継承することができません。

第10条（富岡グリーンクラブ登録者資格の喪失）

富岡グリーンクラブ登録者は、次の事由が生じたときにその登録者資格を失います。

- 1、資格の有効期間が満了した時および任意抹消。
- 2、その他の事情で資格の継続が困難なとき。

第11条（個人情報の取り扱い）

登録者の個人情報はサンヨー食品グループの個人情報保護方針に基づき取り扱うものとします。

附則

この規約は 2026 年 9 月 1 日より施行します。